仕　様　書

1　件　名

　分散備蓄倉庫更新業務委託

2　業務内容

　泉市民センター外２箇所に設置された分散備蓄倉庫の老朽化による更新に伴い、既存倉庫の撤去及び新規倉庫の再設置、倉庫内備蓄品の移動を行う業務

3　数　量

泉市民センター（千葉市若葉区高根町 963 番地の 4）：倉庫タイプ１を１棟
千城台わかば小学校（千葉市若葉区千城台北１丁目４－１）：倉庫タイプ１を１棟
土気南小学校（千葉市緑区あすみが丘４丁目１６）：倉庫タイプ２を３棟

4　倉庫の規格

（１）既存倉庫（撤去）

　SA-102 型【参考】※別紙１
　高さ：約 2.4m、幅：約 4.0m、奥行：約 2.4m

（２）新規倉庫（設置）

ア　本体規格　※別紙２を参照

	サイズ	面積	参考商品
タイプ１	幅　3,500~3,700mm 程度 奥行 2,200~2,400mm 程度 高さ 2,300~2,400mm 程度	床面積 8 ㎡程度	イナバ物置 FP-3622HT ・断熱タイプ ・棚 A セット（2 段） ・通気パネル ・扉タイプ（一般型）
タイプ２	幅　3,000～3,100mm 程度 奥行 1,000mm 以下 高さ 2,000～2,100mm 程度	床面積 3 ㎡程度	イナバ物置 FS-3009S （棚板 2 段）

※サイズは柱外寸法を指す
※仕様については、同等以上のものとすること。

イ　本体構造

	材質
屋根パネル	防災備蓄品を保管するにあたり、十分な強度を持つものであること。 内装材については、不燃もしくは燃焼した場合にも有毒ガスが発生しない素材であること。
天井（内部）	
側面パネル	
床パネル	
棚板	
出入口扉	引き戸タイプとし、施錠可能であること

5　業務内容について

（1）撤去について

ア　発生材の取扱い

発生材については、関係法令等に基づき、適切に処理すること。

イ　既存箇所の復旧方法

既存箇所の基礎撤去後、新規倉庫を設置可能な状態に適切に復旧すること。

ウ　倉庫内の備蓄品の取り扱いについて

倉庫内の備蓄品は、あらかじめ施設管理者と協議し、仮移設場所を決め、移設すること。また、仮移設した倉庫内の備蓄品を新たに設置された倉庫内に、養生のうえ、戻す作業まで行うこと。

また、備蓄品の仮移設場所については、決定でき次第、場所が確認できる写真等を発注者に提出すること。

（2）新規設置について

ア　基礎・転倒防止について

①土中に基礎・アンカーは 4 箇所以上設置すること。(原則四隅には設置)

その他については、メーカーの推奨する内容で行うものとする。

②倉庫底部は地盤面から 10 ㎝以上の高さとなるように設置する。

イ　鍵について

鍵は全てのタイプで共通の鍵とする。なお、倉庫のタイプによって他のタイプと共通の鍵を使用することが難しい場合は、その倉庫のタイプで共通の鍵とする。

鍵は１倉庫あたり 3 本を附属することとし、そのうち１本は防災対策課に納品すること。

ウ　名入れについて

倉庫正面に、「千葉市分散備蓄倉庫」と黒色のカッティングシートにより表示すること。カッティングシートは可能な限り耐久性のある材質を使用すること。

（配置・寸法等は、別紙３を参考とし、防災対策課と協議のうえ決定すること。）

6　履行期限

令和９年３月１９日（金）

7　提出書類

作業終了後、作業報告書を防災対策課に提出すること。作業報告書には、作業開始日・作業終了日の他、①作業前②作業中③作業後の写真を載せること。

8　支払方法

支払方法については完了払いとする。

9　その他

（1）整地、樹木の剪定等の撤去に係る費用は、全て受注者の負担によるものとする。

なお、詳細な現地調査の結果、別途設置に係る費用が発生する場合は、発注者と

協議とする。

（２）撤去にあたっては、建築基準法等関係法令を順守すること。

（３）作業時期については、事前に発注者と協議したうえ決定すること。

（４）作業においては施設管理者と協議を行い、施設の業務その他に支障のないよう配慮すること。

（５）備蓄品の移設作業にあたっては、受注者が責任をもって作業にあたり、紛失・損傷させた場合は、受注者が責任を負うものとする。

（６）その他不明な点は発注者と協議のうえ、適正を図るものとする。

10　担当課

千葉市総合政策局危機管理部防災対策課　TEL：043-245-5113